

# 厚真町協働型地域おこし協力隊受入 Q & A

## 1 協力隊の受入れについて

Q 1 - 1	協力隊の受け入れに条件はあるか。
Q 1 - 2	一事業者あたり、協力隊を何人受け入れることができるのか。
Q 1 - 3	既に1人の協力隊を受け入れている状態で、追加で1人の協力隊の受入れを希望する場合、改めて申請書の提出が必要か。
Q 1 - 4	1人目の協力隊が任期途中で終了したため、改めて協力隊の受入れを希望した場合、どのような審査を受けることとなるのか。
Q 1 - 5	協力隊の待遇はどのようなものか。
Q 1 - 6	協力隊の任期が終了した後はどのような待遇があるのか。
Q 1 - 7	事業性評価を通過する前に協力隊候補者を探してよいか。

## 2 助成対象経費について

Q 2 - 1	どのような経費が助成費の対象になるのか。
Q 2 - 2	残業代は助成対象か。
Q 2 - 3	活動助成費で購入した物は誰の所有物か。
Q 2 - 4	自社での研修は助成費の対象になるのか。
Q 2 - 5	協力隊が関わる営業経費は助成費の対象になるのか。

## 3 協力隊の活動について

Q 3 - 1	協力隊が協働事業者との活動とは異なる新規事業を自ら企画し実行する場合、その活動に係る費用は活動経費での補助対象となるか。
Q 3 - 2	協働事業者での就業以外の地域活動は、どのように考えればよいか。
Q 3 - 3	協力隊の活動中にけがをした場合はどのように対応すればよいか。
Q 3 - 4	相談事がある場合、どこに話せばよいか。
Q 3 - 5	協力隊の希望により雇用される協働事業者を変更することは可能か。

## 1 協力隊の受入れについて

Q 1-1 : 協力隊の受け入れに条件はあるか。

A 1-1 : 厚真町に登記がある事業者、北海道及び厚真町に法人設置届出書を提出し協力隊委嘱日までに1年以上厚真町での事業実績がある事業者又は厚真町に住民票がある個人事業主で、起業してから5年以内又は現在の事業内容と異なる分野で新規事業(日本標準産業分類(小分類)により判断)を立ち上げる場合を協働事業者の対象とします。

また、未納の税金がないこと、暴力団等と関係がないことが条件です。

Q 1-2 : 一事業者あたり、協力隊を何人受け入れることができるのか。

A 1-2 : 2人まで受け入れることが可能です。1人当たり最大3年間の委嘱が可能ですが、任期途中で自己都合により退任した者がいる場合には、1人の枠について委嘱期間合計3年を限度として協力隊員の交代をすることができます。なお、新規委嘱から1年未満の隊員が退任する場合には、任期を1年とみなしてカウントします。ただし、事業主の都合による解雇を行った場合には、任期の途中であっても3年間の任期を終了したものとみなします。

また、協力隊の受入れの申請をした事業者の親会社または子会社は同一事業者とみなします。ただし、既に協力隊受け入れの申請をした事業者の親会社または子会社ではない場合は、新たに2人まで協力隊を受け入れることが可能です。

Q 1-3 : 既に1人の協力隊を受け入れている状態で、追加で1人の協力隊の受入れを希望する場合、改めて申請書の提出が必要か。

A 1-3 : 必要です。追加の一人が担う事業内容、収支計画を作成し提出してください。1人目の受入れ時と同様に審査します。

Q 1-4 : 1人目の協力隊が任期途中で退職し、改めて協力隊の受入れを希望する場合、どのような審査を受けることとなるのか。

A 1-4 : 追加の一人が担う事業内容、収支計画を作成し提出してください。1人目の受入れ時と同様に審査します。

Q 1-5 : 協力隊の待遇はどのようなものか。

A 1-5 : 協力隊は協働事業者と雇用契約または委任契約(取締役の場合)を結び、厚真町に住民登録し協働事業者の事業活動に従事します。雇用契約や委任契約の内容については、協力隊と協働事業者との間でご確認ください。

事業活動への従事は雇用契約及び労働基準法または委任契約に沿うものとし、協力隊が地域イベント等のボランティア活動への参加、副業、休暇の取得等をする場合には協働事業者の承諾を得てください。協働事業者は事業活動において協力隊と十分な協議ができる環境づくりを心掛けてください。

Q 1-6 : 協力隊の任期が終了した後はどのような待遇となるのか。

A 1-6 : そのまま協働事業者のもとで雇用される他、ご自身で起業する等が考えられますが、協力隊と協働事業者の合意の上で決めることとなります。

Q 1-7 : 事業性評価を通過する前に協力隊候補者を探してよいか。

A 1-7 : 事業者の責任で従業員を探すことは構いません。ただし、協力隊としての委嘱を町が保証するものではありません。確実に町の制度を活用し人事採用を進めたい場合は、審査を通過してから募集を開始することを推奨します。

## 2 助成対象経費について

Q 2-1 : どのような経費が助成費の対象になるのか。

A 2-1 : 協働事業者に雇用される場合、事業者が負担する基本給、家賃補助、車両費、協力隊の業務に必要な研修費及び備品・消耗品費を対象とします。汎用性の高い物、事業者の営業経費は対象外です。ただし、パソコンまたはタブレットは1人1台までの購入を認めます。詳しくは厚真町産業活性化推進協議会（事務局：厚真町商工会）による「厚真町協働型地域おこし協力隊活動サポート要綱」をご確認ください。  
認められるもの例：パソコン（タブレットを含む。一人1台まで、補助上限15万円。）、基本的なパソコンソフト（ワード、エクセル、パワーポイント、PDF）及びその定額サービス（協力隊期間中継続可）、その他ソフトや物品等のサブスクリプションサービス（1年以内）、業務に必要であり協力隊の所有物として妥当なもの  
認められないもの例：試食等営業用自社製品サンプル、事業PR用配送料、自転車・自家用車、食品、品質保証がなく価格の妥当性がわからない中古品、事業者の資産となる物、事業所の皆が共有で使用する物、審査を通過した申請業務とは無関係な物品、事業所の清掃等環境整備等に係る事業所が負担すべき物品

Q 2-2 : 残業代は助成対象か。

A 2-2 : 対象となりません。協働事業者が協力隊に支払う基本給の実負担額（上限額あり）に対して助成します。

Q 2-3 : 活動助成費で購入した物は誰の所有物か。

A 2-3 : 協力隊の所有物となります。なお、最低でも任期満了まで所有し続ける義務があります。

Q 2-4 : 自社での研修は助成費の対象になるのか。

A 2-4 : 対象となりません。社外の研修で、協力隊活動（申請時の内容）のスキルアップにつながるものが対象となります。

Q 2-5 : 協力隊が関わる協働事業者の営業経費は助成費の対象になるのか。

A 2-5 : 対象となりません。営業経費は協働事業者が負担し事業活動を行ってください。

### 3 協力隊の活動について

Q 3 - 1 : 協力隊が協働事業者との活動とは異なる新規事業を自ら企画し実行する場合、その活動に係る費用は活動経費での補助対象となるか。

A 3 - 1 : 助成対象となりません。ただし、協働型地域おこし協力隊が協働事業者の事業と異なる新規事業を実施する場合、事業内容を「厚真町ローカルベンチャースクール」にて発表し、最終審査を通過した事業については活動経費での助成対象として認められます。ローカルベンチャースクールで事業が採択された場合、厚真町協働型地域おこし協力隊から厚真町起業型地域おこし協力隊へと種別変更することが可能となります。その場合には個人事業主（法人設立可）として起業し、協働事業者との雇用契約または委任契約は解消していただきます。  
協働事業者が企画する新規事業に係る経費については、協働事業者が負担することになります。

Q 3 - 2 : 協働事業者での就業以外の地域活動は、どのように考えればよいか。

A 3 - 2 : 協力隊の活動としては、就業以外に、毎月の協働事業者における活動の報告、年度末の協力隊の活動報告会への参加、地域おこし活動をお願いしています。地域おこし活動は、各種イベントへの関わりや、まちの課題の解決、教育、福祉等の分野において協力隊のスキルを活かして行う町内での活動です。就業に影響する副業や地域おこし活動については、協働事業者と相談のうえ、積極的に実施してください。  
なお、政治活動については、協力隊が行う活動には含まれません。  
活動費は、協働事業者が申請した事業内容において、協力隊が使用する費用について認めるものですので、原則、副業には助成することができません。協働事業者が申請した事業以外での活動費の利用を希望する場合には、ローカルベンチャースクールで事業採択される必要があります。

Q 3 - 3 : 協力隊の活動中にけがをした場合はどのように対応すればよいか。

A 3 - 3 : 協働事業者が加入する労災保険を活用してください。

Q 3 - 4 : 相談事がある場合、どこに話せばよいか。

A 3 - 4 : 協力隊、協働事業者ともに、厚真町まちづくり推進課復興推進グループ又は厚真町産業活性化推進協議会（事務局：厚真町商工会）にお気軽にご相談ください。  
協力隊は厚真町産業活性化推進協議会により毎月面談を行います。その面談に限らず相談が可能です。事業者にはそのような機会を設定していませんが、積極的に事業相談を行ってください。

Q 3 - 5 : 協力隊の希望により、雇用される協働事業者を変更することは可能か。

A 3 - 5 : 変更することはできません。協力隊を退任し、本制度を活用せずに事業主と新たに雇用契約等を締結してください。